

日本学生支援機構奨学金 適格認定説明会

「適格認定」は、1年間の学修状況を振り返るとともに、みなさんの経済状況に照らした適正な貸与金額を考える重要な機会です。将来返還をすることを意識して、奨学金について考えてみましょう！

学生生活支援課奨学金担当
連絡先の登録をお願いします。

089-927-9168

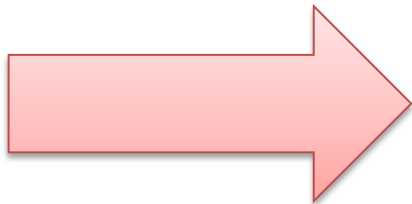
syougaku@stu.ehime-u.ac.jp



 愛媛大学

まず最初に

- ・封筒に赤い「入力不要」シールが貼ってある人
- ・封筒に「入力不要」と記入がある人



今回の手続不要

配布物確認

- ・日本学生支援機構奨学金適格認定基準(愛媛大学)
- ・個人用封筒(併用貸与の方は, 2通あります。)

【封筒の中身】

- ・貸与額通知書
- ・「奨学金継続願」の提出(入力)手続きについて
- ・「奨学金継続願」入力準備用紙



適格認定とは

「継続願の内容」と「学業成績等」



廃止

停止

警告

継続

措置について

措置	奨学生の身分	4月以降の振込
廃止	身分終了	×
停止	中断	×
警告	継続	○
継続		

廃止

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
廃止	<p>学業成績が次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 留年者</p> <p>(2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者</p> <p>(3) 当年度の修得単位数が皆無の者又は極めて少ない者、ただし標準修得単位数を満たしているものは除く。</p>	<p>学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者</p>
	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 「継続願」を提出しなかった者(継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。)</p> <p>(2) 「奨学金申請書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者</p> <p>(3) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は異動(退学)として、取り扱うものとする。)</p> <p>(4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生資格を失わせることが適当である者</p> <p>(5) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者</p>	<p>同左</p>

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数} \times \text{修了している学年}}{4}$

(標準修得単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※2 当年度修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{4}$

(必要卒業単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※3 廃止 (3) 当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする。

※4 医学部については、日本学生支援機構「適格認定基準の細目」(学部)に準じる。

例：法文学部総合政策学科

必要卒業単位数	124単位
標準修得単位数	1年生 31単位
	2年生 62単位
	3年生 93単位

廃止

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
廃止	<p>学業成績が次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 留年者</p> <p>(2) 各学部における履修制限等に基づき、卒業延期が確定した者</p> <p>(3) 当年度の修得単位数が皆無の者又は極めて少ない者、ただし標準修得単位数を満たしているものは除く。</p>	<p>学業成績により、修了の延期が確定した者又は修了の延期の可能性が極めて高い者</p>
	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 「継続願」を提出しなかった者(継続願に記入すべき事項を故意に記入せず、又は虚偽の記入をした者を含む。)</p> <p>(2) 「奨学金申請書」又は「確認書」に虚偽の記入をしたことにより奨学生となったことが判明した者</p> <p>(3) 退学・除籍の処分を受け学籍を失った者(ただし、授業料未納による退学・除籍処分は異動(退学)として、取り扱うものとする。)</p> <p>(4) 学校内外の規律を著しく乱し、奨学生資格を失わせることが適当である者</p> <p>(5) その他、奨学生としての責務を怠り、特に奨学生として適当でない者</p>	<p>同左</p>

停止

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
停止	<p>学業成績は廃止該当者と同じであるが、<u>成業の見込みがある者</u></p> <p>廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る。)</p>	<p>学業成績は廃止該当者と同じであるが、<u>成業の見込みがある者</u></p> <p>廃止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 停学その他の処分を受けた者 (2) 学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止させることが適当である者(不起訴処分の場合に限る。)</p>

警告

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が、下記※2による計算式の5割以下の者、ただし標準修得単位数を満たしているものは除く。</p> <p>(2) 前号の規程にかかわらず、学長が修得単位(科目)数が著しく少ないと認めたと者</p> <p>(3) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(4) 学修の意欲に欠ける者</p>	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者</p> <p>(2) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者</p>

※1 標準修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数} \times \text{修了している学年}}{4}$

(標準修得単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※2 当年度修得単位数 = $\frac{\text{必要卒業単位数}}{4}$

(必要卒業単位数については、『学部学生の標準修得単位数及び必要卒業単位数一覧』を参照)

※3 廃止 (3) 当年度の修得単位数が極めて少ないとは、標準修得単位数の1割以下を目安とする。

※4 医学部については、日本学生支援機構「適格認定基準の細目」(学部)に準じる。

例：法文学部総合政策学科

必要卒業単位数	124単位
当年度修得単位数	31単位
$31 \times 1/2 = 15$ 単位以下	警告

警告

区分	適格基準の細目	
	学部	大学院
警告	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 当年度の修得単位数が、下記※2による計算式の5割以下の者、ただし標準修得単位数を満たしているものは除く。</p> <p>(2) 前号の規程にかかわらず、学長が修得単位(科目)数が著しく少ないと認めたと者</p> <p>(3) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(4) 学修の意欲に欠ける者</p>	<p>廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 修得単位数が他の学生に比べて著しく少ない者</p> <p>(2) 学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者</p> <p>(3) 学修の意欲に欠ける者</p>

皆さんにさせていただくこと

奨学金継続願の提出（パソコンから）

※奨学金が必要なくなった人も提出してください。

※提出しない場合奨学金は『**廃止**』になります。

提出期限：平成29年1月27日（金）

提出手段：スカラネット・パーソナルから

★封筒に記入しましょう★


継続願提出期間

平成**28**年**12**月**15**日(木)

～平成**29**年**1**月**27**日(金)

「奨学金継続願」は、学校が指定する提出(入力)期間内に、必ず提出(入力)しましょう。

■ 「奨学金継続願」の提出(入力)期間について

提出(入力)開始	平成 <u>28</u> 年 <u>12</u> 月 <u>15</u> 日から(※)
提出(入力)締切 	平成 29 年 <u>1</u> 月 <u>27</u> 日まで(※) (事前に学校に確認のうえ、日付を記入してください。)
入力時間	8:00 ~ 25:00

※ 土日祝日も提出(入力)できます。ただし、平成28年12月29日から平成29年1月3日は、年末年始のため提出(入力)ができません。

■ 「奨学金継続願」を入力する前に準備するもの

① 「貸与額通知書」

・スカラネットPSの登録状況と、「奨学金継続願」提出の必要・不要が記載されています。

② 「『奨学金継続願』入力準備用紙」

・設問内容が印刷されています。誤入力防止や円滑な入力のために、事前に回答の下書きを作成してから入力を始めてください。

③ 次の方の収入に関する証明書 (院生は不要)

・主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)
・その他家計を支えている人(父、母など)

給与所得の場合 (年金・恩給・生活扶助費・失業給付金等による収入を含む)	直近の源泉徴収票 各種証明書 (複数の収入がある場合は、合計金額を入力します)
給与所得以外の場合	平成27年分の所得税の確定申告(控)

■ 「奨学金継続願」の提出(入力)方法について

1. 左ページの「『奨学金継続願』を入力する前に準備するもの」①~③を用意

「奨学金継続願」入力中、一つの画面で30分以上経過した場合はタイムアウトとなり、最初から入力しなくてはなりません。入力前に同封の「『奨学金継続願』入力準備用紙」を記入し、手元に用意してから入力を開始してください。

「貸与額通知書」に「奨学金継続願」の提出が「不要」と記載されている方は「奨学金継続願」の提出(入力)は必要ありません。

2. パソコンからスカラネットPSにログイン

スカラネットPSへの登録だけでは、「奨学金継続願」を提出(入力)したことにはなりません。

携帯電話やスマートフォンには対応していません。

インターネット環境を利用できない方は、早めに学校に相談してください。

3. スカラネットPS「継続願提出画面」から提出(入力)

入力終了後に内容訂正が必要になった場合は、至急学校に申し出てください。訂正できない項目もありますのでご注意ください。

●●● 貸与中の住所変更について ●●●

ご自分の住民票住所を変更された場合や、人的保証選択者で連帯保証人や保証人の方が住所を変更された場合は、学校に変更

平成28年の証明書がなければ、平成27年のもので可

C ーあなたの個人情報

あなたの個人情報と貸与明細が表示されますので、確認してください。

D ー奨学金振込みの継続の確認

あなたは継続願を提出して引き続き4月からの奨学金の振込みを希望しますか。

- 奨学金の継続を希望します
 奨学金の継続を希望しません ←

E ーあなたの返還誓約書情報(平成22年度以降採用者)

登録済みの返還誓約書情報が表示されますので、確認してください。

変更・訂正がある場合には、「奨学金継続願」を提出後に学校に届け出てください。

【人的保証選択者】 次の内容が表示されます。 ←

- ・あなた自身の情報(住民票住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連帯保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)
- ・保証人の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号・勤務先)

【機関保証選択者】 次の内容が表示されます。

- ・あなた自身の情報(住民票住所・電話番号・携帯電話番号)
- ・連絡先の情報(漢字/カナ氏名・生年月日・続柄・住所・電話番号・携帯電話番号)

**辞退の場合も
Dまでは入力**

「奨学金の継続を希望しません」を選択した場合は、3月までの貸与となり、4月以降は振り込まれません。

この画面の送信ボタンを押すと、入力内容確認画面が表示されます。

・下線の引かれた項目の変更は、今回届け出る必要はありません。

・住所は、住民票住所を変更している場合のみ学校に届け出てください。

**変更・訂正は
学生生活支援
課まで**

H-経済状況

1. 学生生活費の状況など、経済状況は奨学金申込時または前回の継続願比較して変わりましたか。あてはまるものを一つ選択してください。

- (1) 好転した
○(2) ほぼ変わらない
○(3) 悪くなった

2. 主として家計を支えている人(父、母、祖父、祖母など)の**昨年1年間(1月~12月)**の所得金額を記入してください。

- | | | | |
|--------------|-------------------|----------------------|----|
| 1) 給与所得の場合 | 源泉徴収票等における支払金額 | <input type="text"/> | 万円 |
| 2) 給与所得以外の場合 | 確定申告の控における収入・売上金額 | <input type="text"/> | 万円 |
| | 所得金額 | <input type="text"/> | 万円 |

3. その他の家計を支えている人(父、母など)の**昨年1年間(1月~12月)**の所得金額を記入してください。

- | | | | |
|--------------|-------------------|----------------------|----|
| 1) 給与所得の場合 | 源泉徴収票等における支払金額 | <input type="text"/> | 万円 |
| 2) 給与所得以外の場合 | 確定申告の控における収入・売上金額 | <input type="text"/> | 万円 |
| | 所得金額 | <input type="text"/> | 万円 |

平成28年の証明書がなければ、平成27年のもので可

副業等で確定申告等をしていても給与所得額がある場合は、1)と2)の両方を記入してください。年金受給者、生活保護受給者は1)給与所得に記入します。

「収入金額等」の合計を記入してください。

「所得金額」の合計を記入してください。(マイナスの場合は0と記入)

その他に家計を支えている人がいない場合は、記入・入力不要です。

※証明書の大学への提出は不要

【収入】

5. あなたの2015年12月(2016年4月入学者は2016年4月)から2016年11月の収入に関する金額を記入してください。
収入及び支出の種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

【支出】

6. あなたの2015年12月(2016年4月入学者は2016年4月)から2016年11月の支出に関する金額を記入してください。
種類別に記入し、二重に計上しないよう気をつけてください。(金額は1万円未満を切り捨てて記入)

【収入と支出の差額】

7. あなたの2015年12月から2016年11月の収入と支出の差額

収入合計(★) - 支出合計(☆) = ()万円 (自動表示)

※ 実際の画面は自動表示されますが、事前に、3.収入合計(★)から4.支出合計(☆)を差し引いて計算してください。

※ 差額がマイナス(支出>収入)の場合、入力時に次の画面に進むことができません。金額に間違いがないか確認してください。

**収入と支出に間違いがないか確認してから入力
収入が支出以上でないと先に進めません！**

収入・支出入力時の注意点

・収入と支出の差が

学部生 36万円

大学院生 45万円 以上あれば

面談が必要になります！

継続願提出時の注意点

- ・パソコンから提出

※携帯電話・スマートフォン未対応

- ・入力前に「『奨学金継続願』入力準備用紙」を記入し、手元に用意してから入力すること

※入力中に一つの画面で30分以上経過したら、タイムアウト(最初から入力)になるので注意

- ・併用貸与の方は各奨学生番号で継続願の入力をする(2回必要！)

- ・入力後に表示される受付番号を控えること

継続願提出（入力）期限

平成29年1月27日（金）

※平成28年12月29日から平成29年1月3日までは、年末年始のため提出ができません。

学生生活支援課奨学金担当

TEL : 089-927-9168

e-mail: syougaku@stu.ehime-u.ac.jp